

令和元年度畜産業振興事業に係る追加公募要領

令和元年6月10日付け元農畜機第1565号

1 総則

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が補助する畜産業振興事業のうち、事業実施主体候補者の追加公募を行うこととした事業（以下「応募対象事業」という。）については、事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。

なお、公募開始後に事情により応募対象事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますので、御了承ください。

2 応募対象事業

具体的な応募対象事業及びその内容は、別表のとおりです。

3 応募団体の要件

応募者は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第1条に定める団体等（以下「応募団体」という。）としません（別紙1参照）。

ただし、応募団体の役員等（代表者、役員、理事、取締役その他名称にかかわらず経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは応募することができません。

4 補助金の予定額、補助率

別表に定める補助金の予定額及び補助率とします。

5 事業実施期間

別表に定める実施期間とします。

6 補助対象経費の範囲

(1) 補助の対象となる経費は、事業ごとに異なりますが、その経費の概要は表1（10頁）のとおりであって、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめ等に必要経費とします。事業によって対象となる経費が異なる場合があることに留意してください。

(2) 応募に当たっては、令和元年度に実施が見込まれる所要額を算出していただきますが、以下に留意してください。

ア 実際に交付される補助金の額は、実施要綱に基づく補助金交付申請の

審査等に基づき決定されるため、応募額は補助交付決定額を約束するものではありません。

イ 応募に係る申請書類に記載する所要額については、千円単位で計上してください。

ウ 経費の使用に当たっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1。以下「実施について」という。）に規定するコスト分析基準を定めている項目及び「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」（平成19年4月18日付け19農畜機第236号）に定める事項に従ってください。

エ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該補助金の申請額から減額して申請してください。

7 事業実施主体候補者の選定

（1）審査の方法及び手順

ア 事前審査

提出された申請書類について、応募の要件（応募団体の要件、事業実施期間、重複申請の制限等）を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

イ 審査委員会による審査

（ア）機構に設置する畜産業振興事業に係る事業実施主体審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、申請書類について審査し、応募対象事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。

（イ）審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体に対し提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

（ウ）審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務付けられます。審査の経過（議事、審査内容等）は非公開であり、当該経過につい

て応募団体等への通知はしません。

また、委員名、審査の経過等に関するお問い合わせには一切応じられませんので御了承ください。

(エ) 提出された申請書類等は、返却しませんので御了承ください。

(2) 重複申請等の制限

ア 重複申請

同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合又は採択が決定している場合は、応募することができません。

イ 不正行為に対する是正措置

公募期間中において、「実施について」12の(2)の規定に基づき、不正行為に対する是正措置等を求められている者及び同(3)の規定に基づく畜産関係法令等への違反により補助金の交付停止措置を受けている者にあつては、応募することができません。

(3) 事業実施主体候補者の決定

審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果は独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)に提出され、理事長が事業実施主体候補者を最終決定します。

(4) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりとします。

ア 事業内容の妥当性

別表に記載の事業内容について、偏らずすべて記載されているか。

イ 事業執行方法の妥当性

(ア) 課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか。

(イ) 取組内容、取組手法が明確であるか。

(ウ) 取組内容、取組手法に事業効果を高めるための工夫が見られるか。

ウ 事業計画の妥当性、効率性

(ア) 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。

(イ) 事業効果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。

エ 組織としての事業実施能力

(ア) 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。

(イ) 事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。

(ウ) 幅広い知見・ネットワークを持っているか。

(エ) 優れた情報収集能力を持っているか。

(オ) 過去3か年に補助金等交付決定取消の原因となる行為があるか。

オ 事業実施に当たっての管理、人員体制

円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。

(5) 公募結果の通知等

公募の結果(採択又は不採択の別)については、事業実施主体候補者の最

終決定後、速やかに応募団体に対して個別に通知するとともに、事業実施主体候補者を機構のホームページで公表します。

採択の通知については、補助金交付の候補者となったこととお知らせするもので、補助金の交付は、別途、補助金の交付決定等の必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

また、実施される事業の採択の概要及び補助実績については、事業名、事業実施主体名、補助金額等を機構のホームページで公表します。

8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

(1) 7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、機構が定める実施要綱等に基づく事業実施計画の承認申請及び補助金交付申請を行うこととなります。

なお、補助金交付申請に当たっては、応募書に記載された内容にかかわらず、実施要綱等に従ってあらためてその内容、金額等を審査します。

(2) 事業の完了後は、実施要綱に基づき必要書類を添付の上、定められた期限までに実績報告書を提出していただきます。その後、提出された実績報告書等を機構において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

(3) 補助金の額を確定する以前であっても、事業実施主体からの申請に基づき、補助金の概算払を行うことができます。

9 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱等を遵守し、事業の推進全般について義務を負うこととなります。

また、補助金交付申請書(事業実施主体候補者として決定された後、補助金の交付を受けるために提出する申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適切かつ遅滞なく行う必要があります。

(2) 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 畜産業振興事業の補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等が適用されます。

イ 事業実施主体は、実施要綱に基づき、交付された補助金の一部を更に

補助金等として交付するほか、理事長の承認等を受け、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として支出することができます。

ただし、この場合、事業実施主体は、事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することがないようにするとともに、補助金全体として適正な経理が行われるようにしなければなりません。

ウ 事業実施主体、間接補助事業者及び委託先は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるよう経費の効率的使用に努めなければなりません。

エ 事業実施主体、間接補助事業者及び委託先は、補助金の経理に係る預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得・管理等を、当該団体の会計部局等において適切に実施しなければなりません。

(3) フォローアップ

事業実施期間中、期待した目的が達成されるよう、機構は事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。

また、事業実施主体に対し、事業実施期間中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をお願いすることがあります。

(4) 事業効果の評価

事業実施主体は、毎年度、「実施について」7の規定に基づき事業効果の評価を行うものとします。

(5) 取得財産の管理

事業により取得した設備等の財産の所有権は、当該財産を整備した事業実施主体又は間接補助事業者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良な管理者の注意をもって常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、表2（11頁）のもの（処分制限財産）について、独立行政法人農畜産業振興機構の補助する事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供する必要があるときは、事前に（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長の承認を受けなければなりません。

なお、その際、交付を受けた補助金の額を限度として、その全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

(6) 知的財産権の帰属等

ア 事業により知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム・データベースその他著作物の著作権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は、当該発生に係る事業実施主体又は間接補助事業者に帰属するものとします。ただし、知的財産権の帰属に関し、以下の条件を遵守していただきますので、その旨を了解していただいた上で応募されるようお願いいたします。

(ア) 事業により成果が得られ、知的財産権を出願又は取得したときは、遅滞なく（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長に報告してください。

(イ) 当該知的財産権を相当期間利用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間利用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾してください。

(ウ) (イ) に基づき機構が当該知的財産権を相当期間利用していないことについて理由を求めたときは、遅滞なく（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長にその理由を提出してください。

(エ) 事業実施期間中及び事業終了後5年間において、当該知的財産権の全部又は一部について譲渡、利用の許諾等をしようとする場合は、事前に（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長の承認を得てください。また、これにより相当の利益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、当該収益の全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

(オ) 事業の一部を委託する場合、受託者と知的財産権の取扱いについて、事業開始前に十分な協議・調整を行ってください。

(カ) 機構は、当該知的財産権の出願・取得状況について、自由に公表することができるものとします。

イ 事業の一部を委託した場合、その成果に係る知的財産権について、当該発生に係る事業実施主体又は間接補助事業者は、受託者との協議により、当該受託者に帰属させることができるものとします。この場合、当該受託者は、あらかじめ当該事業実施主体又は間接補助事業者に対し、アの(ア)から(カ)までに掲げる条件と同様の条件を遵守するものとし、当該事業実施主体又は間接補助事業者は、その旨を（間接補助事業者にあつては、

事業実施主体を経由して) 理事長に報告していただきます。

(7) 収益状況の報告

技術開発等を内容とする事業については、実施要綱の定めに従い、事業実施期間中及び事業終了後5年間は、毎年度、事業による成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、理事長へ報告しなければならない場合があります。

(8) 事業成果等の報告及び発表

事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、事業終了後(事業実施期間が複数年の場合は毎年度)に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、機構は報告のあった成果を、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。また、事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表するものとします。

新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、事業による成果であること、論文の見解が機構の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については機構に提出しなければなりません。

なお、報告書等の事業の成果について、機構ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした機構による利用を事業実施主体等が妨げることはできないものとします。

(9) 暴力団等の反社会的勢力の排除

機構は、事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者の代表者又は役員等が暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずる場合があります。

(10) その他

その他機構の定めるところにより義務が課されることがあります。

10 応募手続

(1) 申請書類(応募書)の記載内容

ア 応募対象事業ごとに畜産業振興事業応募書を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。提出書類は返却しません。

イ 畜産業振興事業応募書は、別紙2(申請書類チェックリスト)及び様式1~8によって構成されます。

(2) 応募方法

ア 提出期間

令和元年6月10日(月)~令和元年6月24日(月)(最終日正午ま

でに必着)

イ 提出先・問合せ先

(ア) 提出先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部あて

(イ) 問合せ先：同畜産振興部

電話：03-3583-4376

ファクシミリ：03-3583-8714

電子メール：chikusan_koubo(アットマーク)alic.go.jp

※ 送信時には、括弧の箇所を半角記号のアットマークに置き換えてください。

お問合せは、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時00分～午後5時45分（正午～午後1時を除く。）にお願いします。

ウ 提出書類及び部数

(ア) 畜産業振興事業応募書（様式1～8）6部（正1部、副5部）

(イ) 団体概要 1部

a 民間企業：定款、会社経歴（概要）、直近の総会資料（財務諸表等の添付があるもの）

b 公益法人等：定款（又は規約）、業務方法書、決算報告書

(ウ) 受付確認用返信はがき 1部

(エ) 申請書類チェックシート（別紙2）1部

(ア)～(エ)を1つの封筒に入れ、“畜産業振興事業応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

- ※1 提出は、原則として「郵送又は宅配便（バイク便を含む。）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」、「電子メール」、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」等による提出は受け付けません。
- 2 郵送する場合は、簡易書留など配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。
- 3 提出期間中に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- また、書類に不備等がないよう、この要領を熟読の上、注意して記入してください。申請書類のフォーマットは変更しないでください。
- 4 様式は機構ホームページからダウンロードできます。申請書は必ずパソコンのワープロソフトを用いて作成し、日本工業規格A4サイズ

の用紙に両面印刷した文書を提出してください。様式1～8については、この順に一括して左2か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通し番号を付けてください。

(3) 個人情報の取扱いについて

応募のために提供いただく個人情報は、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

表 1

補助対象経費の概要

区 分	概 要
1 会場借料	事業実施のための会議を開催する会場借上げに要する経費
2 旅費	(1) 事業実施のための会議、指導、調査等のための交通費、日当、宿泊費等（滞在費等の名目により定額で支出しているものは補助対象外） (2) 「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」（平成 19 年 4 月 18 日付け 19 農畜機第 236 号）の規定により算定し、当該留意事項に定めがないものについては、事業実施主体等の定める規程に基づき算定
3 謝金及び原稿料	事業実施のための学識経験者等による委員会・講演等に要する委員等謝金・講師謝金及び調査報告等の執筆に対し支払われる原稿料
4 印刷製本費	事業実施のための資料の印刷・製本等（コピー代を含む。）に要する経費
5 通信運搬費	事業実施のために要する郵送料、電話料等
6 消耗品費	事業実施のための用紙類その他事務用品購入に要する経費
7 賃借料	事業実施のための資料の取りまとめ等に必要なコンピュータ等の事務機器借上等に要する経費
8 賃金	(1) 事業を実施するための業務（資料整理、補助的事務、事業資料の収集等）を目的として、当該事業を実施する団体が雇用した者等に対して支払う労賃及び社会保険料の事業主負担分等に要する経費 (2) 事業に係る賃金の単価については、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき、「実施について」に定めるコスト分析に係る基準額の範囲内で設定する必要
9 技術指導事務費	(1) 事業実施に係る企画・立案、現地調査・技術指導、資料の作成・取りまとめ、連絡調整等、事業の推進のための職員等の活動に係る経費であって、その従事度合に応じてその対価として支払われるもの及び社会保険料の事業主負担分等の当該職員等を雇用するための経費 (2) 技術指導事務費については、当該団体等の給与規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき時間単価を設定

区 分	概 要
	<p>するとともに、業務日誌を作成する必要</p> <p>(3) 元年度の時間単価は、対象者ごとに原則として(30年度の総支給額+30年度の法定福利費の事業主負担分)÷元年度の理論総労働時間により算定</p> <p>※ 円未満切り捨て。事業実施主体等の都合で10円単位、100円単位等とする場合も、当該単位未満を切り捨てること。</p> <p>(4) 対象者ごとの技術指導事務費は、原則として時間単価×当該事業の直接作業時間数(業務日誌に記録)により算定</p>
10 委託費	<p>(1) 事業の一部(例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の団体に委託するために要する経費</p> <p>(2) 委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施可</p>
11 事務諸費	事業を実施するために必要な振込手数料、収入印紙代等の経費
12 設備備品費	<p>(1) 事業を実施するために必要な設備(機械、装置)・物品等の購入、開発・改良、修繕・据付等に要する経費</p> <p>(2) 補助金は、単なる設備等の購入を目的として交付されるものではなく、事業実施上必要と認められない設備備品費は、補助対象外とすることがある。</p>

表 2

処分制限財産の範囲

1	不動産(建物、構築物等)
2	1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以上の機械、器具及びソフトウェア
3	牛及び豚(注)

注：牛及び豚は、取得等に対し補助されたものが処分制限財産に該当し、導入奨励金など一定の行為に対し補助された場合は該当しない。

別紙1

応募団体について

事業実施主体候補者に応募できる団体等は、以下のとおりです。団体等により応募できる事業が限られる場合があるので、必要に応じ公募担当にお問い合わせください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
① 農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 農業協同組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 農事組合法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則の規定により存続する全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 中小企業等協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 協業組合（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○																				
⑦ 一般社団法人又は一般財団法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会	○																				
⑩ 一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○																				

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
⑪ 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体、畜産経営安定法第2条第4項第1号イに規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○	○																			
⑫ 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○		○		○	○	○		○				○								○
⑬ 畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）	○		○		○	○	○		○				○								○
⑭ 農業信用基金協会																○					
⑮ 技術研究組合	○				○	○	○	○	○	○	○										
⑯ 広告代理業を主たる事業として営む株式会社	△ (*)	○																			
⑰ 畜産業を営む個人			○		○								○								○

注1：表の1～21は、以下の事業を表す。

- 1 畜産物の流通の合理化又は畜産経営の安定のための畜産物の処理、保管、運搬又は知識の普及の事業
- 2 牛乳の需要の増進に関する事業
- 3 牛乳の需給の調整のための乳製品の生産の事業
- 4 畜産の経営又は技術の指導の事業
- 5 肉用牛の生産の合理化のための事業
- 6 生乳の生産の振興のための事業

- 7 豚の生産の振興のための事業
- 8 家きんの生産の合理化のための事業
- 9 家畜又は家きんの排せつ物の適正な処理又は利用の促進に関する事業
- 10 飼料及び家畜又は家きんの飼養に関する実験又は普及の事業
- 11 主要な畜産物についての格付の事業
- 12 国内産の乳製品を学校給食の用に供する事業
- 13 加工原料乳（畜産経営安定法第2条第2項に規定する加工原料乳をいう。）の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業
- 14 鶏卵の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業
- 15 家畜の取引に要する資金に係る債務を保証する事業
- 16 機構の補助に係る利子補給が行われる資金に係る債務を保証する事業
- 17 配合飼料の価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業
- 18 飼料用穀物の備蓄の事業
- 19 家畜又は家きんに使用する医薬品及び飼料並びに畜産物の安全性に関する研究の事業
- 20 牛乳及び乳製品の規格並びに牛乳、乳製品及び乳製品に使用する原材料の品質に関する調査又は研究の事業
- 21 豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填を受けるために機構に資金を拠出する事業

注2：「⑩ 広告代理業を主たる事業として営む株式会社」の△は、畜産物の流通の合理化のための知識の普及の事業を行う場合に限る。

【公募担当】

畜産振興部 管理課

電 話：03-3583-4376

F A X：03-3583-8714

Eメール：chikusan_koubo(アットマーク) alic.go.jp

(参 考)

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第1条の規定に基づき
農林水産大臣が定める基準

- 平成15年10月1日付け農林水産省告示第1538号
- 一部改正 平成18年5月1日付け農林水産省告示第662号
- 一部改正 平成23年11月8日付け農林水産省告示第2220号
- 一部改正 平成28年4月1日付け農林水産省告示第909号
- 一部改正 平成30年12月30日付け農林水産省告示第2836号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（以下「規則」という。）第1条の農林水産大臣が定める基準は、協業組合に係る基準にあつては1のとおりとし、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準にあつては2のとおりとし、一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては3のとおりとし、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体（以下単に「生乳生産者団体」という。）、同号イに規定する乳業者（以下単に「乳業者」という。）及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては4のとおりとし、畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下単に「持分会社」という。）に係る基準にあつては5のとおりとし、畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準にあつては6のとおりとする。ただし、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体が規則第1条第21号に掲げる事業を行う場合にあつては、7のとおりとする。

1 協業組合に係る基準

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としていること。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準

農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有していること。

3 一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準

その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われていること。

- イ 目的として、構成員の生活の文化的経済的改善向上を図る旨の規定を含んでいること。
 - ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。
 - ホ 都道府県の区域又はその区域を超える区域をその地区としていること。
 - ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 4 生乳生産者団体、乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準
- その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われているか、又は行われる見込みであること。
- イ 目的として、牛乳消費の安定的拡大を図ることにより、酪農、乳業及び関連産業の安定的発展と食生活の改善に資する旨の規定を含んでいること。
 - ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。
 - ホ 全国を区域としていること。
 - ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 5 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社に係る基準
- 次に掲げる事項の全てに該当していること。
- イ 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営んでいること。
 - ロ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないこと。
 - ハ 持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- 6 畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準

次に掲げる事項の全てに該当していること。

イ 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

ロ その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。

(1) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

(2) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(3) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(4) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

(5) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

7 畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準

次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超えていること（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する場合を除く。）。

ロ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の二分の一以上が同一のイに該当するものの所有に属していること。

ハ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに該当するものの所有に属していること。